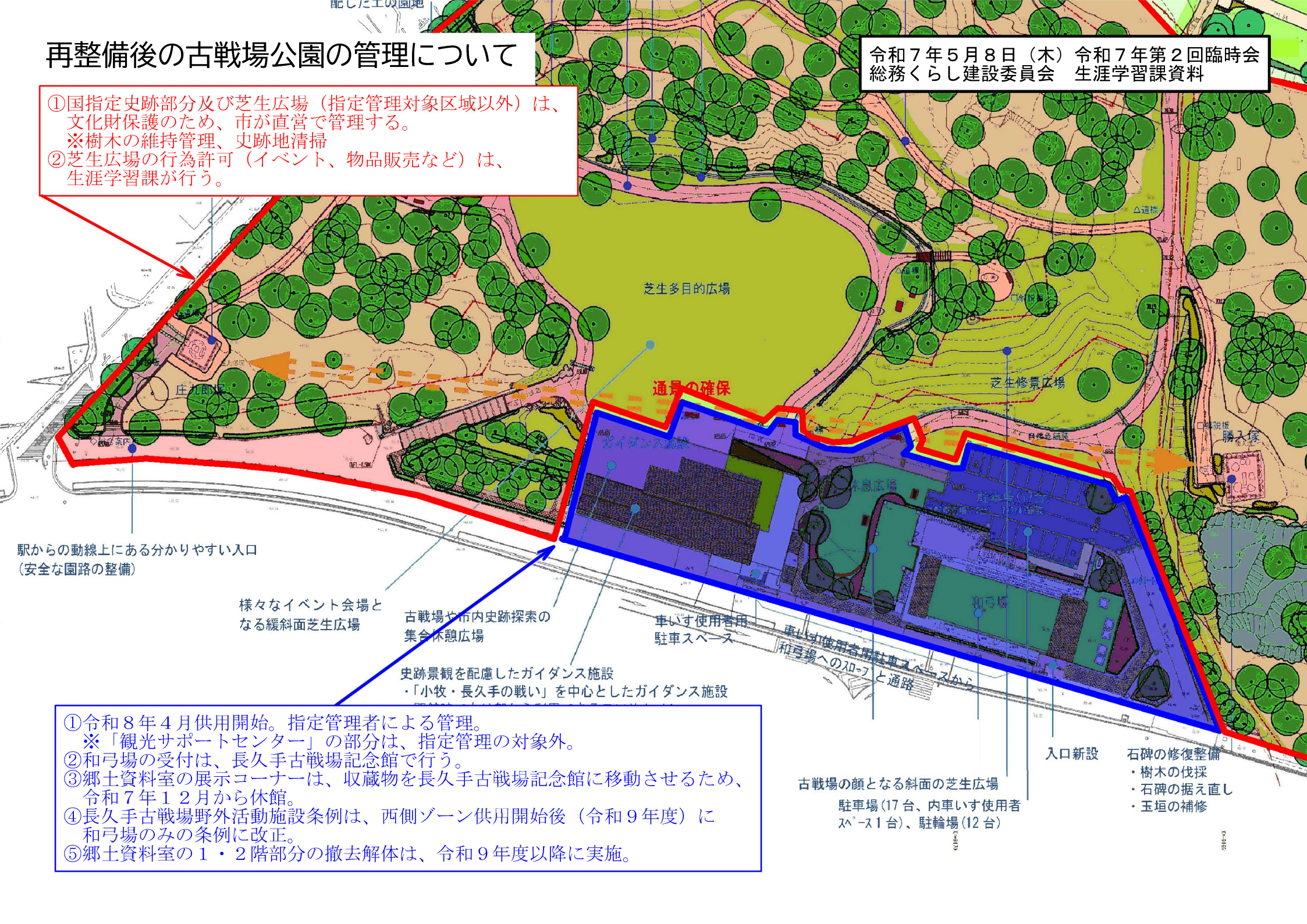


再整備後の古戦場公園の管理について

令和7年5月8日（木） 令和7年第2回臨時会
総務くらし建設委員会 生涯学習課資料

- ①国指定史跡部分及び芝生広場（指定管理対象区域以外）は、文化財保護のため、市が直営で管理する。
※樹木の維持管理、史跡地清掃
- ②芝生広場の行為許可（イベント、物品販売など）は、生涯学習課が行う。



駅からの動線上にある分かりやすい入口
(安全な園路の整備)

様々なイベント会場と
なる緩斜面芝生広場

古戦場や市内史跡探索の
集合休憩広場

史跡景観を配慮したガイダンス施設
・「小牧・長久手の戦い」を中心としたガイダンス施設

車いす使用者用
駐車スペース

車いす使用者用駐車スペースから
和弓場への入口と通路

入口新設

石碑の修復整備

- ・ 樹木の伐採
- ・ 石碑の据え直し
- ・ 玉垣の補修

古戦場の顔となる斜面の芝生広場
駐車場(17台、内車いす使用者
スペース1台)、駐輪場(12台)

- ①令和8年4月供用開始。指定管理者による管理。
※「観光サポートセンター」の部分は、指定管理の対象外。
- ②和弓場の受付は、長久手古戦場記念館で行う。
- ③郷土資料室の展示コーナーは、収蔵物を長久手古戦場記念館に移動させるため、令和7年12月から休館。
- ④長久手古戦場野外活動施設条例は、西側ゾーン供用開始後（令和9年度）に和弓場のみの条例に改正。
- ⑤郷土資料室の1・2階部分の撤去解体は、令和9年度以降に実施。